

茨城県持続性の高い農業生産方式導入指針

第1 持続性の高い農業生産方式の導入について

近年、土づくりの減退、化学肥料や化学農薬への過度の依存による農地の生産力の低下、生産環境の悪化といった状況や霞ヶ浦等の湖沼や地下水などの環境への負荷が懸念されている。一方では、化学肥料や農薬の使用を控えた農産物等に対する消費者・実需者のニーズが高まってきている。

今後、農業が有する自然循環機能等を生かしながら、将来にわたってその多様な機能を発揮していくためには、農地の生産力の維持増進のための土づくりを十分に行うとともに、化学肥料や農薬の使用を低減した農作物の栽培が求められている。

このような状況に対応するため、本県では、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に配慮しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用低減等による環境の負荷軽減に配慮した持続的な農業である「環境にやさしい農業」の推進に努めてきた。

環境と調和のとれた持続的な農業生産の推進を図るために、堆肥等を活用した土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の普及浸透を図り、それに取り組む農業者に対する支援措置を内容とした「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」が、平成11年10月25日に施行された。

本法律は、従来から推進してきた環境保全型農業を全体フレームとする中で「持続性の高い農業生産方式」の導入推進のための具体的な対策手法として位置づけられている。

本法律を受け、本県の農業者が導入すべき農業生産方式を具体的に示すため、同法第3条に基づき「茨城県持続性の高い農業生産方式導入指針」を定める。

第2 持続性の高い農業生産方式について

「持続性の高い農業生産方式」とは、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって以下の技術をいう。

1 堆肥等その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果の高いもの

(1) 堆肥等有機質資材施用技術

有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壌の性質の調査を行い、その結果に基づき、堆肥その他の有機物資材であって、炭素窒素比がおおむね10から150の範囲にあるものを農地に施用する技術をいう。

(2) 緑肥作物利用技術

有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壌の性質の調査を行い、その結果に基づき、緑肥作物を栽培して、農地にすき込む技術をいう。

2 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果の高いもの

(1) 局所施肥技術

肥料を作物の根の周辺に集中的に施用する技術をいう。

(2) 肥効調節型肥料施用技術

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第2項に規定する普通肥料であって、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、オキサミド、石灰窒素、被覆加里肥料、被覆窒素肥料、被覆複合肥料、ホルムアルデヒド加工尿素肥料若しくは硫酸グアニル尿素についての同法第3条第1項の公定規格に適合するもの若しくは土壤中における硫酸化成を抑制する材料が使用されたもの又はこれらが原料として使用されるものを施用する技術をいう。

(3) 有機質肥料施用技術

有機質（動植物質のものに限る。）を原料として使用する肥料を施用する技術をいう。

施用する種類や量については、土壌診断の結果、農作物の種類、含有する肥料成分等を勘案して適性と考えられるものとし、過剰な施用や未熟な堆肥の施用により、作物の生育や品質を悪化させ、又は環境に著しい負荷を与えることのないよう留意する必要がある。

3 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果の高いもの

(1) 温湯種子消毒技術

種子を温湯に浸漬することにより、当該種子に付着した有害動植物を駆除する技術をいう。

(2) 機械除草技術

有害植物（有害動物の発生を助長する植物を含む。）を機械的方法により駆除する技術をいう。

なお、本技術には、畦畔における有害動物の発生を助長する植物を機械的方法により駆除する技術が含まれる。

(3) 除草用動物利用技術

有害植物を駆除するための小動物の農地における放し飼いをを行う技術をいう。

(4) 生物農薬利用技術

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第2項の天敵であって、同法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものを利用する技術をいい、捕食性昆虫、寄生性昆虫のほか、拮抗細菌、拮抗糸状菌等を導入する技術及びバンカー植物（天敵の増殖又は密度の維持に資する植物をいう。）を栽培する技術等が含まれる。

(5) 対抗植物利用技術

土壤中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術をいう。

(6) 抵抗性品種栽培・台木利用技術

有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術をいう。

(7) 天然物質由来農薬利用技術

有機農産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1605号)別表2に掲げる農薬(有効成分が化学的に合成されていないものに限る。)を利用する技術をいう。

有効成分が化学的に合成されていない農薬とは、有効成分がすべて天然物質に由来する農薬をいう。本技術は農薬を利用するため、農薬取締法を厳守した使用が行われるよう十分留意するとともに、利用する農薬については有効成分が化学的に合成されていないものであることを製造メーカーへの問合せ等により確認する必要がある。

(8) 土壤還元消毒技術

土壤中の酸素の濃度を低下させることにより，土壤中の有害動植物を駆除する技術をいう。

熱利用土壤消毒技術

土壤に熱を加えてその温度を上昇させることにより，土壤中の有害動植物を駆除する技術をいう。

(9) 光利用技術

有害動植物を駆除し，又はそのまん延を防止するため，有害動植物を誘引し，若しくは忌避させ，又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術をいう。

(10) 被覆栽培技術

農作物を有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する技術をいう。

(11) フェロモン剤利用技術

農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であって，農薬取締法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものを使用する技術をいう。

(12) マルチ栽培技術

土壤の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆する技術をいう。